

千葉市国民保護計画(素案)からの主な修正点

<資料 2>

(ページは原案による)

	素案	原案
P.17 1-4-2(3)	「JRを除く私鉄各駅は、京成千葉線の千葉中央駅(約2万人)、京成千葉駅(約1万人)、京成幕張本郷駅(約1万人)のほかは、いずれも1万人に満たない。」	「千葉都市モノレールの千葉駅(約2万人)、千葉みなと駅(約1万人)、都賀駅(約1万人)」を追加。 【千葉都市モノレール株式会社からの御指摘による】
P.20 1-4-2(5)	「京葉臨海中部地区特別防災区域概況表(平成15年5月現在)」	「京葉臨海中部地区特別防災区域概況表(平成18年5月現在)」 【東京電力株式会社からの御指摘により、最新データを掲載】
P.24 2-1-1-1(1) 及び P.56 2-2-2-1(3)	市水道局の業務中 「水道施設の保全に関すること」 及び 「水道施設の応急復旧に関すること」	左の各業務に「(市水道局が管理する施設に限る)」を追加。 【県水道局、市水道局からの御指摘により、担当業務を明確化した】
P.30 2-1-1-2(6)	「市は、・・・日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、」	「市は、・・・日本赤十字社、社会福祉協議会、 <u>国際交流協会</u> その他のボランティア関係団体等との連携を図り、」 【通訳ボランティアを加えたことに伴う追加】

<p>P.47 2-1-4-2</p>	<p>後方医療体制の整備 「市は、救護所や診療所では対応できない重傷者等を収容・治療するため、県の指定する災害拠点病院及び市立病院を後方医療施設の中核的な医療機関とし、重篤患者の受入れ体制を整備する。 さらに、必要に応じ、市医師会等の協力を得て、傷病者等を受け入れる災害医療協力施設等の確保を図る。」</p>	<p>「市は、救護所設置前の初期医療活動に備えるため、また、救護所では対応できない重傷病者を収容・治療するため、市医師会と連携し、市内各行政区に災害医療協力施設を定める。 また、多数の重傷病者が発生した場合は、特に症状の重い傷病者の受入れを行う病院の確保が必要となることから、市内の公的高機能病院等を後方支援病院と位置づけ、重症傷病者の受入れを要請する。 さらに、後方支援病院でも対応できない傷病者を収容・治療するため、県の指定する災害拠点病院を後方医療施設の中核的な医療機関とし、重篤傷病者の受入れ体制を整備する。」 【現場における「災害協力医療施設(重傷病者) 後方支援病院(重症傷病者) 災害拠点病院(重篤傷病者)」という流れに即して、記述の順序を改めた。(市地域防災計画との整合を図った)】</p>
<p>P.49 2-1-5-4</p>	<p>外国人に対する配慮 「外国人等に対して...普及啓発を行う。」</p>	<p>左の記述に追加 「・・・。また、通訳ボランティアを含む通訳者の確保を図ることにより、その安全に配慮する。」 【通訳ボランティアに関する記述を追加】</p>
<p>P.64 2-2-4-1(1)</p>	<p>「警報の通知・伝達の仕組み」の図中、「指定(地方)公共機関(放送事業者など)」</p>	<p>「指定(地方)公共機関(放送事業者)」に修正 【前回協議会における千葉都市モノレール株式会社からの御指摘による】</p>
<p>P.96 2-2-7-2(4)</p>	<p>「市内を核燃料物質運送車両が通過している。」</p>	<p>「市内を核燃料物質運送車両が通過することもある。」 【実情に即して修正】</p>

P.102 2-2-7-4(4)	<p>消防機関の活動</p> <p>「消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ」</p>	<p>「消防職団員に危険が及ばないように、必要な情報の収集・提供や、汚染防止のための必要な資機材支給などを行い、活動上の安全確保に配慮し」</p> <p>【千葉市消防局の指摘による】</p>
P.106 2-2-9-1(4) P.109 2-2-10-3 (1)	<p>「市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。」</p> <p>「市は、水道施設の被害状況の把握を行う・・・」</p> <p>「水道事業者として市は、・・・必要な措置を講ずる。」</p>	<p>「市は、地域防災計画の定めに基づいて、市域における飲料水給水体制を整備する。」</p> <p>「市は、その管理する水道施設の被害状況の把握を行う・・・」</p> <p>「水道事業者として市は、その供給区域において、・・・必要な措置を講ずる。」</p> <p>【県水道局、市水道局からの御指摘により、担当業務を明確化した】</p>
P.118 3-2-1-1(3)	<p>「市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。」</p>	<p>「市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。」</p> <p>【千葉県警察からの御指摘による】</p>
P.120 3-2-3-1(1) ほか	<p>表中</p> <p>「警察」</p> <p>「消防」</p>	<p>「県警察」</p> <p>「消防本部・消防署」</p> <p>【他の箇所との記述の整合を図った】</p>
P.121 ほか	<p>連携モデル中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>警察本部 (警備課) 警察署</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>警察本部 千葉市警察部 警察署</p> </div> <p>【千葉県及び千葉県警察からの御指摘による】</p>

P.121		<p>連携モデル中</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県から防衛庁への矢印に「派遣要請」を書き添える。 <p>【千葉県からの御指摘による】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 警察本部と県との間に「情報提供」の矢印を追加。 <p>【千葉県警察からの御指摘による】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 警察本部及び千葉海上保安部から市への矢印に「通報」を書き添える。 <p>【記入漏れ】</p>
-------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------